

令和7年度 第2回 三浦市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和8年1月23日（金） 15時30分～16時30分
- 2 場 所 三浦消防署 4階会議室
- 3 議 案 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について（諮問事項）
- 4 報告事項 三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更について
- 5 出席者
 - (1) 委 員 中島委員、中津委員、石崎委員、千田委員、
草間委員、五十嵐委員、河野委員（堀川委員の代理）、
加藤委員 【8名出席】
 - (2) 事務局 堀越都市環境部長、中村都市計画課長、河津都市政策担当課長、
盛永特定事業計画担当課長、清水技術担当課長、土屋GL、
松本主査、片田主任、今泉主事
 - (3) 傍聴人 0名
- 6 議案等関係資料
 - (1) 議案 「生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について（諮問事項）」
関係資料
 - (2) 報告事項「三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更について」関
係資料
- 7 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会（堀越部長）より、本日の資料に係る確認後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者が半数（13名中8名出席）に達し、本審議会条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
 - ・ 傍聴について、申し出はありませんでした。全ての議案を公開とする旨を報告しました。

— 議案 —

議案 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について

・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、議案生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定について説明いたします。

本件は、今回諮問事項として、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、「特定生産緑地の指定(案)」をお示しし、都市計画審議会のご意見を伺うものです。

はじめに、特定生産緑地制度について説明します。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の都市計画決定から30年を経過する日を迎える生産緑地について、所有者の同意を得て、特定生産緑地として10年指定する制度です。

特定生産緑地に「指定する場合」は、これまでの生産緑地と同様に、税制特例措置が継続されます。

また、10年毎にあらためて所有者等の同意を得て、繰り返し10年延長することができますが、指定期間中は、主たる従事者の死亡等に該当しない限りは、市に対する買取り申出はできません。

「指定しない場合」は、激変緩和措置はあるものの、税負担は増加し、引き続き営農義務、行為制限がありますが、市に対して、いつでも買取り申出が可能になります。

次に、「生産緑地地区」及び「特定生産緑地」の指定状況について、説明します。

本市には現在、生産緑地地区が計116箇所ございます。

そのうち、指定から30年経過した生産緑地地区は116箇所あり、116箇所のうち107箇所が、特定生産緑地に指定しています。

また、指定から30年経過前の「今後、特定生産緑地の指定候補となる」箇所は、現在9箇所あり、今回指定する箇所は、このうちの3箇所になります。

今回の指定候補となる3箇所の申出結果は、3箇所全てが指定意向でした。

また、指定申出の受理にあたっては、提出書類の内容を入念に確認するとともに、現地確認を行い、農地等として適切に管理がされていることを確認しております。

所有者からの指定申出と、市による書類・現地の確認等を踏まえた「特定生産緑地の指定(案)」は、申出のとおり3箇所となり、指定面積の合計は、約2,120㎡となります。

次に、これまでの経過について、説明いたします。

平成 29 年 5 月に生産緑地法の改正がなされ、「特定生産緑地制度」が創設され、全ての生産緑地地区所有者を対象に、説明会を行いました。

今回の指定候補となる平成 8 年に指定した生産緑地地区については、令和 7 年 3 月に特定生産緑地指定意向申出にかかる書類を所有者に送付し、その後約 6 か月間で受付を行いました。

そして、本日都市計画審議会でご意見を伺うものです。

ここからは、特定生産緑地の指定案についてご説明します。

お手元の資料では、1 ページの「総括図」になります。

今回指定対象の生産緑地地区の箇所的位置は、「総括図」上の赤色着色の箇所になり、既に指定した箇所は、緑色着色の箇所になります。

図面の上側から、南下浦町上宮田地内 1 箇所、初声町和田地内 1 箇所、城山町地内 1 箇所の合計 3 箇所になります。

こちらは、特定生産緑地の『指定一覧』です。

本表は、表の左から、「番号」、「位置」、「面積」、「申出基準日」、「備考」、「図面番号」を記載しています。

一番左の「番号」は、「申出基準日」の西暦の下 3 桁と、元々の「生産緑地箇所番号」を組み合わせて表示しています。

「申出基準日」は、左から 4 列目に記載のとおり、今回対象となるもの全てが、生産緑地の告示の日から起算して 30 年を経過する日である、2026 年 12 月 25 日となりますので、今回の「番号」は、全て『026』から始まります。

一番右の『図面番号』は、お手元の資料 3 ページから 5 ページの『指定図』右下に記載した図面番号です。

指定図により、今回指定予定の 3 箇所について、説明いたします。

『指定図』は、右側の「凡例」にあるとおり、緑色で囲っている部分が『生産緑地地区』、緑色の枠線内が細かい網掛けとなっている部分が『新規指定の特定生産緑地』、緑色の枠線内が大きな網掛けとなっている部分が『既指定の特定生産緑地』を表しています。

それでは、箇所ごとの指定図により、今年度指定を予定する 3 箇所について、具体的に説明いたします。

はじめに、スクリーン中央部分に表示しておりますこちらの箇所番号『026-139』について、説明いたします。

お手元の資料では、3 ページです。

こちらが現地写真です。

スクリーンのとおり、農地として、適切に管理がされていることを確認しております。

次に、資料 4 ページ箇所番号『026-140』です。

こちらが現地写真です。

スクリーンのとおり、農地として、適切に管理がされていることを確認しております。

次に、資料5 ページ箇所番号『026-141』です。

こちらが現地写真です。

スクリーンのとおり、農地として、適切に管理がされていることを確認しております。

最後に、今後の手続きについて説明いたします。

本審議会にて、市の案のとおりで差支えない旨の答申をいただきましたならば、指定公示を行います。

また、その後、農地等利害関係人の方に通知を行う予定です。

説明は以上になります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

【議長】

それでは、ただいまの説明に関しまして、質問等ございましたらお願いいたします。

【議長】

今回写真もしっかりあって営農されているのはよくわかります。

特にないようですので、この議案につきましてはご異議なしということでしょうか。

【出席議員】

異議なし。

【議長】

それでは異議なしということですので、議案の生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定については、市の案の通りで、差し支えない旨の答申をすることで決定させていただきます。

【議長】

それでは審議事項は以上ですが、引き続き報告事項の方がございますのでこちらに移らせていただきます。

それでは報告事項「三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

報告事項 三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更について

- ・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

報告事項「三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更について」、報告いたします。

本件は、引橋地区で進められている市民交流拠点整備事業において、事業の進捗に伴い、土地利用の見直しが必要となったことから地区計画を変更するものです。

それでは、都市計画について、説明いたします。

改めて、引橋地区の位置ですが、スクリーンに表示のとおり、市域のほぼ中央部に位置します。

次に、本地区の上位計画の位置づけについてです。

令和7年11月に変更された「三浦都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要な都市計画の決定の方針」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「主要用途の配置の方針」の「中心商業・業務地」において、「引橋周辺地区は、各地域交流核を結ぶ交流拠点にふさわしい公共施設、交流施設及び商業施設等の集積を進め、本区域の顔となる中心核の形成を図る。」とされています。

また、令和7年3月に改定した三浦市都市計画マスタープランの「第2章 都市づくりの目標」の「将来都市構造」では、中心核に位置づけ、「市役所等の行政機能、市民交流拠点として文化・レクリエーション機能、市民の生活を支える商業・サービス機能など、本市の顔となる中心的な市街地にふさわしい多様な都市機能が集積した市街地。」としています。

「第3章 分野別の方針」の「土地利用の方針」の「市街化区域の商業地」において、「引橋地区では、地区計画により、商業・サービス機能や市民交流拠点としての文化・レクリエーション機能等の誘導を進める。」としています。

次に、当該地区の都市計画の状況です。

「用途地域」は、「第一種住居地域」で、建ぺい率60%、容積率200%です。

「高度地区」は、第2種高度地区で、建築物の高さの最高限度は15mです。

「地区計画」は、引橋地区地区計画を、平成29年12月に、当初決定し、令和6年2月に変更しています。

この地区計画には、「まとまった低・未利用地の土地利用転換を円滑に進め、土地の高度利用と都市機能の増進を図る都市計画制度」の「再開発等促進区」を定めています。

それでは、引橋地区の現在の状況について、説明します。

A地区は、商業施設のベイシアと市民交流センターが配置されています。

C地区は、三浦消防署が配置されています。

B-1地区は、スクリーンのとおり、市民交流拠点駐車場と、ベイシアの搬入路が配置されています。

B-2地区は、地区の南側、スクリーンでは左側の写真のとおり、図書館などが入る民間施設棟が建築される予定ですが、現在は更地となっています。

地区内を通る、市道473-3号は、ほぼ工事が完了しています。

地区の北側、スクリーンでは右側の写真のとおり、新市庁舎が建築中であり、令和8年11月の完成を目指して工事が進められています。

次に、B-1地区における、土地利用の見直しについて説明します。

はじめに、これまでの経緯です。

令和5年1月に市民交流拠点整備事業の事業者募集を行い、同年7月にスタートグループが優先交渉権者として決定しました。

この時に、スタートグループから、市庁舎や図書館を含む民間施設棟の建築と合わせて、B-1地区において民間施設を建築する追加提案がなされています。

同年8月には、スタートグループの提案内容を、令和5年度第1回都市計画審議会で、ご報告いたしました。

令和7年6月、B-1地区に民間施設を整備する事業者と、本地区計画の変更手続きなどの必要な手続きについて、適正な役割分担のもと、市と事業者が誠実に対応する義務を定めた基本協定を締結しました。

これにより、B-1地区における民間施設の建築が具体化したことから、B-1地区の土地利用の見直しを行うものです。

B-1地区の土地利用の見直しの具体的内容について説明いたします。

青色でお示ししている市道473-3号の整備に伴い、ベイシアの搬入経路は、黒色点線から赤色点線に変更します。

B-1地区に設置している市民交流拠点駐車場の移転についてです。

この駐車場は、普通車46台分、バス3台分、障害者用2台分の車室が設置されています。

現在の利用実績では、普通車は、平均1日あたり18.9台、バスは乗降のみの利用で、年に15台となっています。

この利用状況を踏まえ、配置や機能を図面のとおり移転します。

普通車用の駐車場は、図の「駐車場」と記載している箇所に移転します。

普通車20台分の設置となります。

バスについては、これまでも乗降のみの利用だったので、建設中の新市庁舎の駐車場を、乗降利用します。

障がい者用の車両は、市民交流センターの駐車場に障害者用が7台設置されており、ここを利用することとします。

現在の市民交流拠点駐車場には、B-1地区の土地利用の見直しに係るこれまでの経緯で説明しましたとおりB-1地区の追加提案を踏まえた民間施設の建築が計画されています。

しかし、現在の地区計画では、B-1地区に民間施設の建築ができないことから、地区計画を変更したいと考えています。

それでは、地区計画の変更を説明いたします。

お手元の資料1新旧対照表の5ページ、6ページをご覧ください。

「再開発等促進区」の「土地利用に関する基本方針」において、資料の右側の現在の計画では、B-1地区は、小網代の森等への来訪者が利用できる駐車スペースと、A地区とB地区を繋ぐ車両・歩行者動線に配慮した都市空間を確保するとしています。

B-1地区に民間施設を建築するため、民間施設の配置について記載しますが、小網代の森と地区北側の既存緑地との緑の連続性について、これまで本審議会の中でもご議論いただいていることから、「周辺の緑に配慮した来訪者の利便性向上に資する民間施設」という表現にしています。

具体的には、開発条件で定められた緑化率以上の緑地の配置や、植樹する場合には、小網代の森に植生する樹種を選択することなどが行われれば、周辺の緑に配慮したと見なせるものと考えています。

また、この変更にあわせて、言葉の整理を行います。

B-2地区に「公共施設棟」や「民間施設棟」と「棟（むね）」と記載していますが、この言葉を外して「公共施設」や「民間施設」とします。

地区計画のそのほかの項目の変更はありません。

今後のスケジュールを説明いたします。

本日の審議会ののち、今月中に都市計画原案の縦覧及び意見書の受付を行います。

縦覧で意見書の提出があった場合、本審議会に都市計画原案に対する意見の要旨と都市計画決定権者の見解の報告を行い、その後、都市計画法第19条第3項による神奈川県知事との協議を行い、都市計画法第17条第1項による都市計画案の縦覧を行います。

これらの手続きを経て、変更案を本審議会に付議し、差支えのない旨の答申をいただきましたら、都市計画変更の告示を行います。

最後に、事業における配慮について説明いたします。

はじめに、駐車場の移転に伴う歩行者動線についてです。

移転する駐車場から小網代の森へは、①のとおり市道を通行します。

A地区のベイシアや市民交流センターへは、今後、市が歩行者通路を新設し、②のとおり歩行者動線を確保します。

公共施設へは、③のとおり、市道を通行します。

バスについては、先ほどの説明のとおり新庁舎駐車場に駐停車し、市庁舎を含む公共施設内を抜けて、③、②、①を利用して、小網代の森や市民交流拠点へに移動します。

次に、緑の連続性についてです。

これまでの本審議会において、地区計画緑地、市庁舎敷地内の緑化、市道沿いの緑化を行うことで、小網代の森と地区北側の既存緑地との緑の連続性を確保することを説明してまいりました。

今回、地区計画の変更を行いますが、緑の連続性を確保するという考え方に変更はなく、地区内の緑については、事業の中でしっかり確保してまいります。

以上、三浦都市計画地区計画引橋地区地区計画の変更についての報告になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、ただいまの説明に関しまして、質問等ございましたらお願いいたします。

【石崎委員】

駐車場のところについてお聞きしたいんですけど、今、市民交流センターの駐車場になっているところが別で活用されるというところで、単純な質問なんですけど、現在、このスペースの利用実績は普通車 46 台の利用実績が 1 日あたり 18.9 台っていうところで、それで新しいところも 20 台。18.9 台と今の実績で単純に 365 日で割ったという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

利用実績についてでございますけれども、毎日午前、午後の定時に駐車台数を確認し統計をとってございます。

その統計に基づいて、平均台数を出しているということになります。

【石崎委員】

聞きたいのは平日と休日では、その差があると思いますが、そこは全部ならしたってことですか。

【事務局】

そういうことになります。

【石崎委員】

わかりました。

そもそも市民交流拠点の駐車場は小網代の森の利用者とニナイテの利用者の駐車場で設定がされてると思います。

実際、前からニナイテの利用者からは駐車場がとにかく遠いと。

ベイシアの2階までこの指定駐車場から行くのが遠いっていうところが何とかならんのかっていう話を伺っておりました。

そこに関しては小網代の森のアクセスとか、将来的な設計の中で動いていくだろうとぼやかして回答をしていたところもあったんですけど、蓋を開けてみたら今回その駐車場のどこを使うかとなるとこの新庁舎の駐車場を利用する。

ニナイテを使いたい人の視点で考えて欲しいんです。ニナイテを使いたい人は、今市民交流拠点駐車場で停めていたところが、この新しい新庁舎の駐車場に行くのがどういう動線になるのかというのを、この資料で見えていくと、新庁舎を通過してずっと坂を上って、またぐるっと回ってニナイテに着くと、間違いなく市民の方はこの駐車場は何なんだとなってしまうのではないかというのを危惧しています。

そのあたりについて考えていることはありますか。

【事務局】

これまでの駐車場の利用実績から必要と想定した20台分の駐車場の切替先ですが、市役所の北側、図面でいうと右側の駐車場に設けようという考えではなくベイシアの西側の現在、ベイシアの搬入用通路として活用されている1000㎡弱の用地を振替地とする考えです。

ご指摘のベイシアの2階のニナイテへのアクセスとしては少し近くなるというところがございます。

【石崎委員】

例えばこの20台っていうキャパとして、先ほど確認した出っ込み引っ込みある、平均でならせば20台で足りるという想定なのかもしれませんが、土日例えばニナイテでイベントをやりたいというときにキャパオーバーしてしまう場合というのは当然想定できると思います。

例えば、お客さんが増えたりしたときに20台で賄えなくなる。

一時的に20台のキャパを超えたときの対応というのは、何らかの形で考えていかなきゃいけない。

ベイシアとか他の事業者との合意も含めて、例えば思い付きですけど、お金払って利用している方には、ボードを作って、このスーパーの駐車場に止めていいカードみたいなものを、枚数限定で商売の邪魔にならないように出すと

か、キャパオーバーをしたときの対応を考えた方が市の施策としてはしっかり考慮してると思ってもらえるのではないかと思うので、20台に減ってしまうところでずっと40台確保というのもなかなかスペース的な難しさもあると思うので、キャパオーバーした時にどうするかっていうのをしっかり考えておいた方がいいと思いました。

それも僕の意見ですけど、間違いなくニナイトをこれからも使っていきたいというお客様が多いでしょうし、ニナイトがずっとやってきたこともあるのに、新しい施設ばかりで、連続性っていうのをもう少し考えてもいいのではないかと思いき意見させていただきました。以上です。

【草間委員】

駐車場の件ですが、そもそも市民交流拠点の駐車場の今回民間施設で、このスペースをすべて使いたいという意向なのかその点についていかがですか。

【事務局】

今ご指摘ありました、画面で言うと緑色に塗られている民間施設と書かれている現駐車場の敷地はすべて商業施設として使いたいと考えています。

【草間委員】

それではバスなども今度下まで乗り降りするっていう部分ですが、そこにはバスを止めるだけのスペースもないとか、そこで乗り降りできるとかそういうスペースもとれないという、内容になってるのかそこら辺についてはいかがですか。

【事務局】

ご指摘の通り、今まであった民間施設、緑色の部分でバスの乗降ができない状況になりますので、地区内道路を進んだ先にございます市役所の駐車場、こちらは大型が入れる動線になっておりますので、こちらで乗降をしていただいて、新庁舎を経て、小網代の森の方に向かっていただく動線計画を立てております。

【草間委員】

駐車場の住み分けの部分についてはベイシアとの協議も必要かと思うのですがそこら辺の協議はもうすでに済んでいるのか、当然キャパが足りないというような時にはベイシアの駐車場に止めるような形になるかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

【事務局】

ベイシア三浦店がオープンするにあたっての駐車場の台数は大店立地法（大規模小売店舗立地法）という法律に基づいて決定されておりますが、実際は、ベイシア店舗として必要とされる台数を10数台上回る形で整備されております。

この整備はニナイテへのお客さまの台数を加味したものでございます。

ベイシアに市民交流拠点全体として、相互のにぎわいの創出があるこの事業をご理解いただいております。例えば将来ベイシア以外の民間施設のお客さまがベイシアの駐車場に止めて、買い物されるということについても理解は得られております。

【草間委員】

協議をした上で、理解していただいているということであれば、問題ないかと思うのですが、これから民間施設図書館棟の整備が済んだ段階で、スカイウォーク的な遊歩道の整備などもあるかと思えます。そういったものができれば、下から上に上がってくるにも楽になり、ベイシアからまた他の施設に行くにも便利になるのですが、まず全体像がまだできてない中で、今回の場合、普通の下の道路の歩道を歩くということになると相当距離を歩くような形になりますので、そこら辺については来られるお客さまにはちゃんとしっかりと説明をして、理解していただければ結構だと思います。

私からは以上です。

【議長】

確認になります。先ほど石崎委員の質問とも関連しますが、今ベイシアの駐車場はニナイテの利用者の方も自由に使えるようになっているのですか。

【事務局】

そういうことです。

【議長】

そういう意味では特に今そこに駐車したら何か言われるということにはなってないのですね。

【事務局】

なってございません。

【議長】

あと障害者用の駐車場は既設7台とありますが、これはニナイテの方々もあるいはスーパーのベイシアの方々も使えるものがあるということですか。

【事務局】

ベイシア三浦店にも確認はとっておりまして、ニナイテに来るお客さまで障害者の方がおられれば、そこを使ってよいということにはなっております。

【議長】

わかりました。ちなみに今の無くなる駐車場の障害者用2台というのは、何か障害者用の駐車場の台数の法的な取り決めがあって設置しているものなのか、そうでないのか。つまり台数が減りますよね、障害者用の駐車場については。

【事務局】

法的な取り決めとなる駐車場法に基づいた附置義務はないですが、当時、駐車場法の附置義務を参考に作ったということが背景にはございます。

なくなったことで、法的に違法状態になるということではございません。

【議長】

実際の利用としては、今回障害者用の駐車場の利用の実績が載ってはいないのですが、そもそも障害者用の駐車場が少し離れた場所にあるというのも、元々問題だったと思います。特に障害者駐車場の駐車場が足りないということはないわけですか。

【事務局】

データから利用実績は確認できません。ご指摘の通り、施設からかなり遠いところにございましたので、利用実績としてはほとんどなかったと思います。

【議長】

他いかがでしょうか。

【中津委員】

緑の審議会の委員長として、非常に緑の連続性や小網代の森に対してのプランニングを重要視していただいていることに感謝したいなとまず思っております。

数年前の市役所の当初案、もう少し別の形だったときに、要望させていただいたが、ちょっとあまり実りのない要望だったので今計画が変わって、民間施設（図書館棟）と書いてあるところがまだ白紙みたいな状況をお伺いしてる中でもう一度確認というかお願いというか、小網代の森に関してのアクセスですが、今ベイシアの2階に案内スペースがあって、そこから小網代の森に移動すること、私も岸先生のお手伝いで何度も行ってるんですが、炎天下のとき歩道を歩いてあそこの方で待つてというのを高齢者の方とやるとき信号でもう一回水を飲んでくださいとかって言ってたんです。

それを考えたら、以前の市役所の案も数年前ですけど、ベイシアの1階から民間施設（図書館）と書いてある方にペDESTリアンが空中飛んでたような、案があったと記憶してるんですが、そういうふうに空中飛んで民間施設図書館棟から134号を超える歩道橋みたいなものを向こう側に、かける計画というのは今後何か検討していただく可能性というのはないのか。

今民間施設（図書館棟）っていうのが白紙になってるといような、具体的な図面等が見えてこないの、もしできるのであれば信号待ちとかせず、もしくは屋根がついてるとかで、高齢者の方でもベイシアの1階から駐輪場のあたりから空中を飛んで移動して、小網代の森の方に降りていけるようになると非常に多くの方にご参加いただけますし、子供の手を引いてるお母さんも参加していただいたことがあるので、スムーズに小網代の森に移動できるようになるんですけど、そういうことは可能性としてありませんでしょうか。

質問というか要望というかですね、建築計画はどのぐらい進んでいるのか把握してないので、もし可能であればそういうことができればすごくいいなと思うんですけどいかがでしょうか。

【事務局】

まず民間施設の図書館棟ですが、近年の物価高騰の関係でテナントの賃貸料が大分高騰してるため、プランが進んでない状況です。

しかし全く白紙というわけではなく、提案のときの事業者、優先交渉権者であるスターツグループとの協議は日々重ねております。

民間施設を進めていくのですが、図にもありますペDESTリアンデッキを意味する丸印も同じような状況で、現在、金額面も含めた検討・協議を行っているところです。

今、ご要望いただいた国道 134 号まで一気にいける空中歩廊のようなものについての検討は全くしてなかった状況です。

【中津委員】

検討を要望する可能性というのはないのですか。

【事務局】

民間施設の図書館棟とデッキの優先を考えると、検討をするのも優先順位は低いかなというところになってしまいます。

【中津委員】

残念です。

【草間委員】

議会も当初の提案だとスカイウォークみたいに出てたので、動線として信号の方まで、下りられるような形でいければ、見た目もいいし、回遊性も良くなると思うので、そこら辺については我々としても要望してるんですけども、金額的な部分もあるのですが、やはりこれだけ設備を投資しているんですから、来られる方に配慮した形で、整備することは重要だと思います。

【中津委員】

炎天下のときに信号で待たないといけないというのは結構大変というか、みんなもうちょっと前詰めてくださいとかって言ってせーので 30 人渡ったりしたことがあったので、もし民間施設で何かアイスクリームでも買って小網代の森に行くとか、その辺検討するように、業者に言っていただいてもいいかなという気がしています。

【草間委員】

そういったサポートができる業者さんを探していただきたいという要望はしておきます。

【中津委員】

でも緑のことを考えていただいているのは非常にこの審議会でありがたいことだと思っておりますありがとうございます。

【議長】

ありがとうございます。

地区計画的には平面でしか決まってないので、多分今のは高低差の話になってくるので、逆に言うとまだ可能性はあるというか、これだけだと、まだフリーハンドです。

他いかがでしょうか。

今のと関連するのですが、立体歩道は一応地区計画で何か担保されているんですか。

【事務局】

地区施設で歩行通路ということで都市計画上でも位置付けをしております。

【議長】

立体で入ってくるB-1地区のところ、ベイシアとの高さ関係なのですが、新しく駐車場にしようとしているところとその緑の丸の関係は平面交差ではなくて立体交差になりますか。

【事務局】

そこは立体になります。

【議長】

20台というのはそれも加味して南側だけで20台取れるということなのか。

【事務局】

そうなります。

当地北奥は先細りになっていまして、駐車場として使えません。

また当然立体交差部を駐車場敷地から外し南側で計画しました。

【議長】

特に駐車場の容量に関して、いろんなご意見が出ておりましたが今の質疑応答の中で、しっかりと考えられていることが分かりました。この後またいろんなプロセスがあって次回以降に審議会で諮問が来るということになるかと思えます。

それではこれ以上意見がないようですので以上をもちまして、本日の報告事項は終了したいと思います。

では事務局の方にお返しします。

【事務局】

中島会長大変ありがとうございました。

また各委員の皆様方におかれましては、活発なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続き事務局から事務連絡がございます。

- ・ 事務局より、次回の審議会については改めて連絡させていただく旨の事務連絡を行いました。
- ・ 閉会を宣言し、本審議会を終了しました。